

防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名  
小日水・九桜地区
- 2 団体名及び代表者  
小日水・九桜連合会 会長 角田 敏彦 氏
- 3 地区の範囲  
水道二丁目6～13番、音羽一丁目1～4番、26～28番、小日向二丁目11～24番、25番（15～23号）  
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過  
平成31年4月1日 推進地区指定の申請  
令和元年5月16日 安全・安心まちづくり協議会において承認  
6月3日～7月2日 該当地区の区民意見を聴取  
(寄せられた意見なし)  
7月16日 推進地区指定日（～令和4年7月15日）

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

小日水・九桜地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

